

放送番組のインターネット配信と著作権

舟田正之

- 一 ブロードバンド放送
- 二 地上放送の再送信
- 三 放送番組の著作権
- 四 「女性国際戦犯法廷」事件
- 五 おわりに

一 ブロードバンド放送

ここ数年、インターネット・ブロードバンドによる映像配信が次第に広がり、この動きは近年ようやく本格化してきたようである。

伝送形態の違いによる分類としては、QMA方式（CATVと同じ方式。オプティキャストによる「光パーフェクトV!」など）、IPマルチキャスト方式（BBケープルによる「BBTV」、KDDIによる「光プラスTV」、オンラインティーワイによる「4th MEDIA」など）、普通のインターネット回線を使うVODビデオ・オン・デマンド方

式またはストリーミング方式（USENによる「Geo」など）に区別されている。⁽¹⁾

このうち最後に挙げた、普通のオープンなインターネット回線を使う方式は、品質確保等の点で限界があり、今後は、IPマルチキャスト方式が普及することが期待されている。

しかし、これらのどれもがビジネスとして成功したとは言えないようであり、その理由の一つには、そこで配信される映像コンテンツが魅力に欠けるといふ点があるとも指摘されている。

ブロードバンド・ネットワーク利用の拡大を目指してきた通信事業者にとつて、一般家庭向けに伝送するコンテンツが不足していて需要喚起ができないという状況の下で、「キラー・コンテンツはスポーツ・ライブと放送番組」といふ声は以前から言われていたことである。

二 地上放送の再送信

他方で、地上放送のデジタル化が次第に進展しつつある中で、特に民放ローカル局の設備投資負担が重いという問題がなお重くのしかかっている状況にある。さらに、都市難視聴問題の解消や、パソコンによる地上放送視聴の増加なども考慮し、地上放送を前記のIPマルチキャスト方式による再送信によって普及させようという動きがある。

特に、総務省・情報通信審議会第二次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成一七年七月二九日）は、IPマルチキャストによる地上波デジタル放送の「再送信」を二〇〇八年中に、HD品質によって全国で開始、と打ち出したこともあって、電気通信ネットワーク（ブロードバンド）による放送番組の配信（ここでは「再送信」という形式）がようやく本格化するという見通しが広まってきたようである。

放送事業者は、放送は通信とは違って、『ハード・ソフト一致原則』を維持すべきだ、という従来からの主張を、地上波デジタル放送の早期普及という錦の御旗の前にその限りで譲歩することになるのである。ここで、放送についての『ハード・ソフト一致原則』とは、放送事業者は、放送施設の所有又は支配とその運用による番組配信（Ⅱ「ハード事業」と、放送番組の制作・編集（Ⅱ「ソフト事業」）の両方を行うべきものである、という原則であり、現行の放送法・電波法が地上放送について採用している基本的立場である。⁽²⁾ブロードバンドによる放送番組の配信は、電気通信事業者が設置・運用している電気通信回線とインターネット・サービスを利用し、放送事業者は前記の意味でのソフト事業のみを行うから、この『ハード・ソフト一致原則』はその限りで適用されないことになる。

もつとも、地上波放送の「再送信」は、既にケーブル・テレビで古くから行われてきたものであり、この形態自体は目新しいものではないが、ケーブル・テレビによる地上波放送の「再送信」は、もともと難視聴地域にも地上波放送を送るという目的で始まったものであり、これが『ハード・ソフト一致原則』を崩すものとは受け取られてこなかった。

これに対し、IPマルチキャストによる地上波デジタル放送の「再送信」は、ケーブル・テレビのように限られた地域に限られるものではないということ、地上波デジタル放送の当初から、地上波放送事業者は現在のアナログ放送の置き換えという位置づけからも、『ハード・ソフト一致原則』で行うとしてきたという事情から、同原則の大きな変更ということにならう。それでも、「最優先すべきは地デジネットワークの自力構築」という立場は崩していない。⁽³⁾

三 放送番組の著作権

(1) 番組制作委託取引による「外部制作委託番組」

ところで、放送番組の「二次利用」はパッケージ販売等も含め多様な方法が行われているが、このうち放送番組をブロードバンドで流す際の最大の障害、あるいはクリアすべき課題が著作権処理であるという認識も、最近広まってきたようである。そこには著作権法上の多くの問題があるようであるが、ここではその出発点である、放送番組の著作権者は誰か、という点にふれてみたい。

なお、放送番組の多くは、NHKと民放キー局五社の許で制作されていることから、以下では、放送事業者とはNHKとキー局五社を念頭に置いて述べる。

一口に放送番組といっても、いうまでもなくこれには多様な種類があり、制作過程も様々である。このうち、ドラマやドキュメンタリーなどについて、放送事業者が番組全体の制作を外部の番組制作会社（番組プロダクション）とも呼ばれている）に委託（民法上は「請負」に当たるとも言われている）し、番組制作会社が完成物を納入する形態を、「外部制作委託」、あるいは「完パケ発注」、「一括発注番組」等と呼ばれている。⁽⁴⁾

なお、この形態による放送番組は、下請代金支払遅延等防止法二条六項に定義されている「情報成果物」にほぼ相当するものであり、同法および独占禁止法（特に、「不公正な取引方法」）の規制を受ける。⁽⁵⁾

(2) 外部制作委託番組の著作権者

放送番組の「二次利用」の前提として、この外部制作委託番組の著作権者は放送事業者と番組制作会社のどちらになるかが問題になった。⁽⁶⁾

著作権法は私の専門外であるが、大要以下のように理解してよいであろう。まず、この種の映像ソフトは「映画」(著作権法二条三項)に当たるとされている⁽⁷⁾。映画の著作者は、「制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」である(同法一六条)。しかし、映画の場合はこれが複数の者にわたるが、映画の製作には多額の投資が必要であり、その回収を容易ならしめないと映画製作のインセンティブが減少するので、その著作権については「映画製作者」に帰属する、という特則が置かれている(同法二九条一項)。

もつとも、上に挙げた同法一六条、二九条一項の適用は、いわゆる「法人著作」の場合には除外される。すなわち、同法一五条一項は、「法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする」と規定している。これによると、「別段の定めがない限り」、放送番組の著作者は、実際に制作に携わった個々の自然人ではなく、放送事業者や番組制作会社に帰属することになる。

これを外部制作委託番組の場合について見てみれば、誰の「発意に基づき」作成されたか(一五条一項、あるいは、「映画の製作に発意と責任を有する者」(映画製作者の定義。二条一項一〇号)かについては、実態として番組制作の作業に放送事業者・制作会社がどう関与しているかによって、番組の著作権の帰属が決められることになっていると解されている。

つまり、著作権の帰属はもっぱら企画から制作、完成に至る作業、その製作費を誰がどう調達し支払まで責任をもって行っているかなどの実態にかかわって決められるということのようである⁽⁸⁾。

(3) 「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」

従来は、これら外部制作委託番組の著作権は、制作実態のいかんにかかわらず最初から放送事業者に帰属するとし、あるいは納入時点で自動的に制作会社が放送事業者に著作権を譲渡するという取引慣行も広く行われていた(ただし、アニメはかなり以前から、最初から二次利用を目的として作られる慣行ができており、制作費も放送事業者が全額負担するものでない等の特殊事情から、これとは異なる扱いがなされていた)。

このため制作会社は、自ら制作した放送番組であっても、交渉の余地なくすべての権利を放送事業者に吸い取られているという問題提起がなされた(平成九年のATP「アクションプログラム」立ち上げ)。これらを契機に、総務省「ブロードバンド時代における放送番組に関する検討会」などにおいて議論がなされ、各放送事業者は、二〇〇三年から二〇〇四年にかけて、「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」を公表している(注(2)を参照)。

これによると、民放キー局各社においては、外部制作委託番組の著作権は、番組制作の実態に応じて、放送事業者又は制作会社に帰属するとしている。これに対し、NHKは、「制作委託にあたってのNHKの考え方」を公表し、「制作委託した完成番組は、制作会社とNHK側の共同著作物と位置付けたうえで、……NHKを、番組の著作権を代表して行使する者(共有著作権の代表行使者)と定めます。」とした。

この「考え方」のうち、前者(「共同著作物」)は民放の立場と鋭く対立するものである(なお、NHKはその後、「予約購入」という、制作会社が著作権を持つ形態の取引も発足させている)。NHKの「考え方」が外部制作委託番組を一律に共同著作物とした理由は、「企画にも編集過程にもNHK側のプロデューサーが決定権限を持つこと」、「制作に要する費用全額を負担し」ていることにあると説明されている⁽⁹⁾。

放送番組の企画は、ドラマであれば、どのような番組(シリーズなテーマを持つもの、サスペンスもの、トレンドイ・ラブロマンスものなど。なお、今は誰を主役に起用するか、脚本を誰に頼むかが最も重要とも言われている。)を委託

するかは、委託する放送事業者側で大枠を構想し、受託する番組制作会社との協議で予算や細部に至るまでの実現可能性などを検討した上で決めるようである。放送のための制作委託であるから、放送事業者の側で全く何の考えもなく、「丸投げ」するようなことは考えられず、ある程度の委託の趣旨は受託者に伝えるのであり、それだけで企画を放送事業者が行ったとは言えないであろう。

なお、番組制作委託取引には、このような過程とは異なり、最初から番組制作会社から企画が持ち込まれ（いわば企画提案である）、それを放送事業者側が受け入れて制作を委託するという経緯によるものもあるようであり、これは前記の「予約購入」取引が事実上は既に行われてきたことでもあるともいえる。

次に、編集過程について議論されたのは、出来上がった番組を放送事業者が見てチェックし、まずい箇所などがあれば協議して、場合によっては「やり直し」を要請するという過程をどう評価するかである。これも委託者であれば当然の作業であり、放送事業者が最終チェックをするから編集をしたということになるかは疑問である。

最後に、前述の著作権の帰属についての、「発意と責任」（同法二条一項一〇号）のうち、「責任」とは、委託契約の当事者間の内部的責任として、放送事業者が支払をする責任を主として指すという理解もあるようである。ここから、番組制作委託取引の費用は放送事業者が負担するのが通常であるから、当該放送番組の著作権は費用負担者である放送事業者に帰属するとも主張されている。⁽¹⁰⁾

しかし、この「責任」は、放送事業者の番組制作会社に対する委託費支払いの責任という狭い意味にとつて、ここから著作権の帰属を引き出すことには疑問がある。制作委託取引である以上、委託者が受託者に制作費等を支払うのは当然の契約上の義務であつて、そのことから直ちに著作権法上の権利が発生するということではないと考えられる。

すなわち、著作権の帰属の根拠としての「責任」とは、契約の当事者間の内部的責任だけでなく、放送事業者が

対外的、社会的にも制作過程において実質的に関与し、第三者に対しても責任を持つという対外的責任をも含むと解するのが妥当ではないであろうか。

番組制作委託という形をとりながらも放送事業者に著作権が帰属するというためには、制作過程においても、放送事業者が常に関与し（多くの場合は、放送事業者からプロデューサーを出して実質的に指揮・監督を担当する）、例えば、番組制作会社のミスで何らかの事故を起こした場合には、当該番組制作会社だけでなく、放送事業者も上記の形態において制作過程に関与しているのであるから社会的責任を問われることになる（民法上の法的責任の問題はこれとは別に考えるべきであるが）。そのような場合には、NHKの採る「共同著作権」という構成が妥当であろう。

これに対し、通常の番組制作委託取引において見られるように、実際の制作については、放送事業者は全く関与せず、番組制作会社にすべてを委ねた場合は、委託したという点においてのみ社会的責任を負うに過ぎないとすべきであろう。この場合は、著作権の帰属をもたらす要因としての「責任」は、番組制作会社に帰せられると解するのが自然であるように思われる。

もつとも実際には、ディレクターだけ放送事業者から出し、その他のスタッフはすべて番組制作会社から出ている場合など、上述の二つの場合のどちらかに当たることが微妙なケースも少なくないようである。結局は、最初に戻って、実態として番組制作の作業に放送事業者・制作会社がどう関与しているかによって、番組の著作権の帰属が決せられると抽象的という他はないのである。

番組制作委託取引については、現在は、前記のNHK・民放キー局各社の公表している自主基準にしたがって、権利関係が処理されているようである。

ところで、前記の、実態として番組制作の作業に放送事業者・制作会社がどう関与しているかが問われる係争ケースが現れた。ただし、これは著作権法上の問題ではなく、民法上の責任が争われた事件であり、これが次に述べ

る放送番組「女性国際戦犯法廷」をめぐるケースである。

四 「女性国際戦犯法廷」事件

(1) 事実の概要

前述のようにNHK・民放各社が自主基準を検討・作成している頃、東京地裁は、NHKが放送した番組「女性国際戦犯法廷」が主催者側の意図に反する内容に改変されたとして、市民団体である「『戦争と女性への暴力』日本ネットワーク」(バウネットジャパン)とその代表がNHK、エンタープライズ社(NEP。直接の下請会社)およびドキュメンタリー・ジャパン社(DDJ。孫請け番組制作会社)に対し慰謝料支払いを求めた訴訟において、取材・制作にあたった番組制作会社DJに100万円の支払いを命じ、しかしNHKとエンタープライズ社には責任はないという判決を下した(平成15年3月24日。当日の各紙報道を参照)。

以下は、本判決が認定した事実の概要である。

原告バウネットは、従軍慰安婦問題について日本政府が責任者の処罰を回避しているとして、いわゆる民衆法廷を開催することを立案し、アジア諸国のNGOとともに国際実行委員会を組織し、2000年12月、東京で「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」を開催し、ここでは昭和天皇を有罪とするなどの判決が言い渡された。なお、同法廷は、2001年12月、オランダのハーグで再び開廷され、最終有罪判決を言い渡した。

これに先立つ同年9月、被告NEPとDJは、上記女性法廷を題材とする番組提案を被告NHKに提出し、同年11月、被告NHKは被告NEPに番組の制作を委託し、被告NEPは被告DJに同番組の制作を再委託した(ただし、後者の契約締結は翌2001年1月3日)。

被告DJは、バウネットに取材を申し込み、それ以降、バウネット側はDJの要請に応じて取材に応じて様々な

協力をし、女性法廷当日の取材・撮影も認めた。

取材終了後、被告DJは、NHK・NEP側担当者との協議をしつつ編集作業を行い、後者の要請でカット等の修正を加えた上で、被告DJは本件番組のテープと、その他の素材をNHKに納品した。納品の後も、NHKは修正をした上で放映した。なお、本番組は、被告三者が共同制作したものであるとして放送された（著作権については本判決には記載されていない）。

当初の被告DJとの打ち合わせ等から、原告バウネットは、慰安婦らへの性暴力について昭和天皇と日本国家に責任があると判断した法廷のシーンや結論などが放映されるものと考えていたが、実際に放映された番組ではこれはすべてカットされていた。

(2) 判決の概要

本判決は、DJが取材申し入れの際に提示した「番組提案票」などから、番組は女性法廷をつぶさに追うドキュメンタリー番組になると期待してもやむを得ない特段の事情があったと指摘し、「本件番組は、実際に行われた女性法廷の手続の冒頭から判決までの過程を、被害者の証言や証拠説明等を含めて客観的に概観できるような形で取り上げるいわゆるドキュメンタリー番組ないしそれに準ずるような内容の番組とは、相当乖離したものとなつて」と認められ、原告らの信頼に反するものになったと言わざるを得ない」として、DJの不法行為が成立すると判示した。

これに対し、被告NHKの責任については、「被告NHKの本件番組の制作・放送は、取材対象者である原告らに対する関係においては、放送事業者に保障された放送番組編集自由の範囲内のものであると認められる。被告DJの取材活動について、被告NHKが、被告DJに対して何らかの指揮監督をしたと認めるに足る証拠はなく、

被告NHKが不法行為を負うということはできない、とした。

(3) 被告NHKと被告DJの関係

本小論の関係で注目されるのは、放送事業者と(再)委託を受けた番組制作会社の取材・制作過程における具体的な関係である。

前述(本稿三(3))したように、当初、NHKが番組の著作権はNHKだけに帰属すると主張していた(その後、番組制作会社との共同著作権と変更した)根拠は、民放の外部制作委託番組とは異なり、NHKはそのプロデューサーが制作会社の制作過程に常に関与し、指揮監督しているから、ということであったが、そうではない例もあるということなのであろうか。

また、これは事実認定に関することであるので、外から批判すべきことではないであろうが、本件事実認定からも、NHKが全く知らないで、番組制作会社が勝手に取材・制作した、「暴走」した、といえるかはやや疑問があるようにも思われる。

さらに、「本件番組は、被告三者が共同制作したものとして放送されたが」、本件制作委託契約において、「被告NEP又はNHKは、納入された番組を改編する権利を有し、被告DJは、被告NEP又はNHKが番組内容を変更する必要があると認めるときは、これに従わないとされている」こと、「被告DJは、本件番組の編集過程の途中で離脱したものであって、被告三者は、単に、本件番組の制作にそれぞれの契約上の地位に基づいて関わったということだけであって」、被告三者の共同不法行為が成立するものではなく、被告DJだけが責任を負うという認定がなされている。

しかし前述のように、これは放送番組である以上、放送事業者が納入された番組を改編する権利を有することは

当然のことであり、民放の場合でも、放送事業者が放送法上、編集責任を持つのであるから、最終的には放送事業者が番組内容を変更する権利を有しているはずであり、実際にも納入された外部制作委託番組を放送事業者が全くチェックしないで放送することなどあり得ないと考えられる。

したがって、委託・再委託契約において、放送事業者が納入された番組を改編する権利を有するとあるから、NHKには責任がないというのはやや形式論であるようにも思われる。

以上のように、本件で、NHK・NEPと番組制作会社の共同不法行為が否定され、後者だけが責任を認められたことについては、上記のNHKの単独著作権（または共同著作権）の成立根拠の議論とやや齟齬があるようにも思われる。NHKが自己の単独著作権（または共同著作権）を主張する以上は、番組制作の最初から最後まで常に関与し、同時に、その間における責任も負うという立場を貫くべきではないか、という疑問である。

五 おわりに

本件については、政治介入があつたか否か、放送事業者の編集の自由などの争点は別にあるが、ここでは放送事業者と番組制作会社の関係に絞って検討した。⁽¹¹⁾

本稿では外部制作番組についてのみ取り上げているが、放送事業者の生命線は番組の自社制作（インハウス制作）能力であることは言うまでもない。人件費の削減等の考慮から安易に外部制作に頼り、あるいは外部の人材を個々に「一本釣り」してやり繰りする方向に流れないことが重要であることを改めて指摘しておくべきであろう。特に、ここで取り上げたNHKには、民放にない特質、優れた番組企画・制作力があることは周知の通りであり、その独自性を確保し続ける努力を望みたい。

他方で、放送事業者の外部に、優れた番組企画・制作能力を持つ者も多く存在し、放送事業者とは異なる観点か

らの番組が放映されることも重要である。NHKと民放各社においては、その自社内の企画・制作・編集と並んで、これと別の視点から番組制作会社が責任をもって制作する外部制作番組が正当に評価され、両者が競い合つて、良質な番組が制作・放送されるような体制が、本稿で扱った著作権を含む適正な契約関係の下で実施されるべきであると考えられる。

(1) 以上については、櫻井康雄「ブロードバンド放送に見られる通信放送連携」InfoCom Review Vol. 37、四頁以下(二〇〇五年)、鈴木祐司「ネットによる動画配信の時代」放送研究と調査二〇〇五年一〇月号二頁以下、竹内冬郎「舞台装置」に見る放送と通信の「融合」放送研究と調査二〇〇六年五月号八頁以下(二〇〇六年)、村上輝康「動画コンテンツのロングテールとロフティヘッド」：『融合放送』の可能性」知的資産創造二〇〇六年一二月号等を参照。

(2) 詳しくは、舟田正之「長谷部恭男編『放送制度の現代的展開』(有斐閣、二〇〇一年)第2章「日本における放送制度改革」七〇頁以下(舟田執筆部分) 参照。

(3) 前川英樹・民間放送二〇〇五年九月三日号の論説を参照。

(4) NHKと民放キー局各社下記のウェブ・サイトを参照。

・NHK「番組制作委託取引に関する自主基準」二〇〇四年四月 <http://www.3nhk.or.jp/pr/keiei/bansei/index.html>

・日本テレビ「番組制作委託取引に関する日本テレビの指針細則」二〇〇三年四月一四日制定'二〇〇五年三月一五日改訂 <http://www.ntv.co.jp/shinsa/itaku.html>

・フジテレビ「放送番組の制作委託取引に関する自主基準」二〇〇五年三月一四日 <http://www.fujitv.co.jp/index.html>

・TBS「番組制作委託取引に関する自主基準」二〇〇三年二月一〇日制定'二〇〇五年三月七日改訂 http://www.tbs.co.jp/company/koujin_itaku.html

・テレビ朝日「番組制作発注に関する自主基準」 <http://company.tv-asahi.co.jp/jisyu/index.html>

・株式会社テレビ東京「番組制作委託取引に関する自主基準」 <http://www.tv-tokyo.co.jp/main/yoriyoi/seisaku.html>

これらの自主基準が作成・公表される一つの契機となったのは、総務省「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」での議論である。

その最終的なとりまとめについては、「放送番組の制作委託に係る契約見本(契約書の必要事項)について」(平成一六年三月)を参照。
http://www.soumu.go.jp/joho_tsunin/policyreports/chousa/broadband/index.html

なお、番組制作委託等の概念については、同検討会(第十一回会合)議事要旨を参照。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsunin/polityreports/chousa/broadband/050330_1.htm

(5) なお、「情報成果物」については、公取委「各務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成一〇年、改定平成一六年)において、以下のような記述があり、各種の規制が定められている。

「事業者間の役務の委託取引においては、運輸、ビルメンテナンス等の委託取引のように役務の提供を受託した事業者(以下「受託者」という。)が役務を提供すること自体で債務の履行が完了するもののほか、ソフトウェア開発、テレビ番組制作等の委託取引のように受託者が役務を提供して得られる成果物(以下「情報成果物」という)を引き渡すことで債務の履行が完了するものがあり、近年、その重要性が増加してきている。」

これについては、江口公典「放送事業をめぐる競争政策上の諸問題」舟田・長谷部編・前掲注(1)「放送制度の現代的展開」二五六頁以下、舟田「放送産業と経済法」日本経済法学会編「経済法講座第一巻 経済法の理論と展開」三省堂、二〇〇二年)三〇六頁以下、大胡勝「『役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法の指針』の一部改正について」公正取引六四二二頁以下(二〇〇四年)等を参照。

(6) これとは別に、著作権者が番組制作会社とされる場合や両者の共同著作権とされる場合でも、放送番組の「二次利用」を許諾するに当たっては放送事業者がその処理に当たるとする権利を有するという慣行があったとも言われていた(放送事業者の「窓口権」という言葉が用いられていた)。内藤篤「エンタテインメント契約法」(商事法務、二〇〇四年)二七一頁参照。なお、ここでは、「契約自由の原則からすれば、永久の窓口権が合意されていても、それを無効とする理由はない」とあるが、これは契約法理の枠内においても疑問であり(公序良俗、信義則など)、また、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に当たるとする場合は無効となる。

しかし、放送事業者側からは、これは例えば二重売買の危険性を避けるためなどの調整業務であり、「窓口業務」の担当というべきであると主張され、今日では、例えば、「二次利用……商品化、海外番組等の二次利用に際しては、各項目毎に窓口の担当をどこにするかにつき制作会社とよく協議して決定する。また、二次利用の配分については、制作寄与度に応じた配分を行うと明記。」という扱いになっている(これは、前掲注(4)の「番組制作委託取引に関する日本テレビの指針細則」からの引用である)。

(7) 加戸守行「著作権法と逐条講義 四訂新版」(社団法人著作権情報センター、二〇〇三年)一四九頁以下、二一四頁以下、渋谷達紀「知的財産法講義II」(有斐閣、二〇〇四年)二八頁以下等を参照。竹内冬郎「番組の著作権者は誰か?」放送研究と調査二〇〇五年一月号二頁以下、四頁以下も、これを前提として説明を展開している。ただし、これは本文で述べたように、「完パケ発注」番組を念頭においているのであり、生放送番組は「映画の著作物」には当たらないとされている。参照、加戸・前掲「著作権法と逐条講義」六八頁、五五四頁等、東京地判平成一六年五月二日。ただし、傍論である。

http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/EC9_DC176847162449256_F17003_B0_AE8.pdf。

(8) 竹内・前掲注(7) 放送研究と調査四頁以下参照。

(9) 竹内・前掲注(7) 放送研究と調査一〇頁参照。

(10) このように、放送事業者が番組の制作費用を負担していることから、「責任」は放送事業者が負っており、これが著作権帰属の理由の一つとして挙げられることが多い。これについては、さらに、「番組制作費は制作会社の見積ではなく局の指値（さしね）であり、制作会社とくにドラマ系は二次使用で収益を上げないとやつていけない」とも主張されている（秋田完「著作権をめぐる局vsプロダクション」GALAC 二〇〇七年二月号二七頁）。また、内藤・前注（6）『エンタテインメント契約法』二六六頁注（13）の紹介している「放送レポート」二〇〇四年三月号のアンケート結果では、「制作費を賄えるだけの十分な費用——がテレビ局から提示されているか」という問いに対し、これを肯定した回答は全体の六分の一にすぎない。ただし、これらは制作会社側の見方であって、これはいわば注文単品生産に近い番組制作については競争市場価格が存在しないので客観的に適正な番組制作費はどう積算すべきかという難問がある。

なお、著作権法二条一項一〇号は、「映画製作者」の定義であって、これを受けているのは前掲の同法二九条であり、法人著作に関する同法一五条には直接には関係しないから、法人たる放送事業者・番組制作会社間の著作権の帰属について、「発意と責任」を持ち出すことには疑問もあるが、この点は措くこととする。

(11) この点については、例えば、本件控訴審における証人の証言につき、朝日新聞平成一五年一月二二日朝刊など参照。森達也「制作会社に責任を被せたNHK戦争責任訴訟」週刊現代「メディア通信簿」は、原告の期待・信頼を裏切らないという法的要請があるとすると、「報道はその瞬間に機能を停止する」という批判をしている。もつとも、この点は本判决は当然指摘しており、それとは別に、いわば例外的事例について私法上の責任を問うているとも考えられるが、民法上の検討は本稿の枠外である。

補注

本稿の校正段階で、ここで取り上げた事件の控訴審判決が出た（東京高裁平成一九年一月二九日判決）。ここでは、本件番組の企画の段階から被告ら（DJ・NHK・NEPの三者）の共同作業として番組作りが行われ、しかし、最終段階ではNHKだけで当初の政策方針を離れた形で編集が行われたと認定し、NHKの「責任が重大であるのは明らか」とし、NEP・DJはNHKの責任よりも軽いとし、損害賠償額はNHK二〇〇万円、NEP・DJは一〇〇万円が相当とされている。

* 淡路剛久先生とのお付き合いは、私が立教に就職した一九七二年以来ですから、もう三五年にもなります（自分でも驚きです）。当時、先生はまだ三〇歳くらいだったのですが、既に成熟し落ち着いた研究者という感じを与える方で、以来、私は学内行政事務については当然として、プライベートなお付き合いでも先生の後を安心して歩んできたような気がします。

研究の面では、お会いして間もなく、環境法の各種研究会に招いていただき、故都留重人先生をはじめ環境運動をなさっておられた多くの方々にご紹介頂き、専門から遠い私にも短い論考を公にする機会を与えていただきました。以来、私は環境法に関しずっと関心を持ち続けることになり、この点でも感謝しております。

先生は、広い研究活動範囲を持つておられる方ですが、独占禁止法についても同法違反行為による被害者の私法的救済、特に損害賠償請求に関して、日本経済法学会で、ご報告をなされ、それは学会誌にも掲載されました（経済法学会年報三号、一九八二年）、先生はその後も、公正取引委員会の各種会議にも参画なされるなど、独占禁止法の私法的側面について大きな業績を残されています。

しかし、何と云っても私にとって先生とのお付き合いで頻繁かつ重大（？）だったのは、テニスを一緒に励んだことです。立教の新学院コートで（クレーのいいコートでしたが、今はなくなってしまうって残念）、昼休みに週に二、三回汗を流していた時期もありました。そこには、故井上治典先生もときどき参加されたこともあったことも懐かしい思い出です。

先生は私にとって先輩ですが、あの小柄なお体で極めて精力的に活動なされておられるご様子を拝見するたびに、私よりも若いなあと感じております。これからも、変わらぬご活躍をお祈りいたします。